

法令等により各府省等に共通して適用される 会計手続、人事手続等の内部手続における書面・押印・対面の見直しについて (総括表)

本総括表は、法令等により各府省等に共通して適用される会計手続、人事手続等の内部手続であって、書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについて、法令等を所管する省庁による見直し措置を集計したものです。なお、各手続の見直し措置の内容は別添のとおりです。

	手続数 ※1	見直し措置			
		廃止のための法令等の改正を実施済	年度内に廃止予定	存続	取扱精査中
押印	305	232	15	43	15

	手続数 ※1、2	オンライン化			存続	取扱精査中
		オンライン化を可能とするための法令等の改正等を実施済	年度内にオンライン化を可能とする予定	オンライン化計画済		
書面	566	478	47	5	1	35
対面	8	—	1	3	3	1

※1 令和2年4月1日時点で書面・押印・対面それぞれを求めている手続数

※2 書面手続、対面手続については、原則、全ての手続を計上している。ただし、一部の法令等所管省庁においては、年間の手続件数等を踏まえて実績がほとんどないものについては計上していない。